


よく働き  よく休む。



いい仕事をするには、しっかりと休まないといけません。
いい仕事は、健康なからだから、いい仕事は、適正な労働時間から、
いい仕事は、健全な職場環境から、生まれます。メリハリをつけて、リフレッシュ 
“労働時間の短縮は、労使のきずなと思いやり”

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日(火)～11月30日(水)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は 「労働時間適正化キャンペーン」 期間です。

現状の 課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの平成22年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は平成22年度においても285件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払いに係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

問題の 解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。^{※1}

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、基準^{※3}に適合したものとすることが必要です。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※4}

- ◇ 企業内での教育等により、職場風土を改革しましょう。
- ◇ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ◇ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。



※1 厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月)

※2 厚生労働省「過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置」(平成18年3月)

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4 厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月)

仕事と生活の調和推進セミナー

主催 東京労働局

(入場無料)

労働時間短縮のための多様な働き方とその実例

【日時】平成23年11月24日(木)

13:30~16:00

【場所】東京都千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎11階
共用会議室

(千代田区役所のあるビル)

※ 駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。



※地下鉄九段下駅6番出口より徒歩5分

※地下鉄竹橋駅1b出口より徒歩8分

講演 「ワーク・ライフ・バランスと働き方のニューウェーブ」

講師：独立行政法人労働政策研究・研修機構 主席統括研究員 伊岐典子 氏

【プロフィール】昭和54年労働省入省。雇用均等・児童家庭局長を経て平成22年より現職。

専門分野・関心領域は、労働政策（特にワーク・ライフ・バランス、ポジティブアクション、企業内労使関係）、労働政策と社会保障政策とのリンケージ、人事労務管理（特に企業内評価、賃金）。

事例発表1 「テレワークへのシトリックスの取り組みと見えてきたこと」

シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社

事例発表2 「長期夏季休暇の導入事例」

株式会社ショコラティエ・エリカ

※参加申込書は裏面です。

ワーク ライフ バランス 仕事と生活の調和推進セミナーのご案内

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」の目標の一つである「年次有給休暇取得率70%、週労働時間60時間以上の雇用者の割合5割減」を実現するために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が国民的な課題となっています。

加えて、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故等による今夏の電力不足の対応のため、労働時間の変更等働き方への柔軟な対応が必要とされました。このような状況は、今後、数年先まで続くことが見込まれており、これに対応するためには、さらに様々な働き方を導入していくことが重要な課題となっています。

そこで、今年度においては、多様な働き方を主眼としたセミナーを開催することとしました。多くの皆様のセミナー参加をお待ちしています。

☆対象 ワーク・ライフ・バランスに関心のある方 企業の管理者・労務担当者など

☆定員 150名

☆申込 下記申込書により11月17日（木）までにFAXにてお申し込み下さい。
なお、定員に達した場合には期限内であっても締め切りとなります。

☆問い合わせ先 東京労働局 労働基準部 労働時間課
TEL 03-3512-1613 FAX 03-3512-1557

参加申込書

東京労働局 労働基準部 労働時間課 行 FAX送信先：03-3512-1557

参加者	役職	フリガナ
		氏名
事業場名		
業種		
所在地	〒	
電話		
FAX		

- ご記入いただいた個人情報は、他の目的で使用することはありません。
- 参加申込書の受付は、定員内であれば返信は行いません。定員オーバーとなった場合のみ連絡いたします。
- セミナー当日はこの参加申込書を受付に提出して下さい。